

一般社団法人岡山県産業資源循環協会部会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県産業資源循環協会定款（以下「定款」という。）第48条の規定に基づき、部会の設置、構成及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 一般社団法人岡山県産業資源循環協会（以下「協会」という。）に、次の部会を置く。

- (1) 収集運搬部会
- (2) 処分リサイクル部会
- (3) 女性部会

2 必要に応じ、部会に分科会を設置することができる。分科会の設置、運営については別に定める。

(構成)

第3条 部会は、協会の会員（正会員及び賛助会員）又はその従業員で構成する。

2 部会に入会を希望する会員は、部会入会申込書を会長に提出し、入会することができる。

3 部会に入会した会員（以下「部会員」という。）は、部会退会届を提出し、任意に退会することができる。

(事業)

第4条 部会は、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正処理に関する調査研究並びに情報及び意見の交換
- (2) 産業廃棄物のリサイクルに関する調査研究並びに情報及び意見の交換
- (3) 職場の安全衛生、職員の健康管理に関する調査研究並びに情報及び意見交換
- (4) その他協会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 各部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名

(役員を選任)

第6条 部会長は、協会の理事会（以下「理事会」という。）の議決を経て、協会の理事のうちから会長が委嘱する。

2 副部会長は、部会員の互選により定める。

(役員職務)

第7条 部会長は、部会を代表し業務を統括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集する。ただし、部会員の3分の1以上の部会員から請求がある場合、部会長は会議を招集することができる。

2 部会の会議の議長は、部会長がこれに当たる。

3 部会の会議の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(決議事項の取扱)

第10条 部会の会議の決議事項は、理事会に付議することができる。

(議事録)

第11条 部会長は、部会の会議の議事について、開催した日時、場所、出席した部会員、議事の経過等を記録した議事録を作成する。

(合同部会)

第12条 業種間の情報交換を行うため、複数の部会が合同して会議を開催することができる。

附 則

1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

この部会の設置当初の役員の任期は、第8条の規定にかかわらず平成5年3月31日までとする。

2 この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

3 この改正規程は、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会の設立登記のあった日（平成24年4月1日）から施行する。

4 この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。（名称変更）

5 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。（部会種類、構成等変更）